

三木市の人事行政の運営等の状況について公表します

◆職員の任免

職員の採用・退職の状況(H27.4.1~H28.3.31)

職種	人数(人)	
	採用	退職
行政職	17	25
消防職	7	3
教育職	—	2
技能労務職	—	2
合計	24	32



◆給与・定員管理

1. 総括

(1) 経常収支比率の状況(一般会計決算)

年度	H25	H26	H27
経常収支比率	89.8%	89.7%	89.5%
うち人件費の占める割合	23.1%	22.8%	20.7%

(2) 人件費の状況(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H27年度	79,014	30,934,549	144,238	4,519,721	14.6	15.8

(3) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当り給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
H27年度	467	1,898,532	520,195	732,634	3,151,361	6,748

2. 給料、初任給等の状況

(1) 一般行政職職員の平均給料月額等

(平成28年4月1日現在)

団体名	三木市
平均年齢(歳・月)	45.4
平均給料月額(円)	346,300

(2) 職員の初任給

(平成28年4月1日現在、単位:円)

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
高校卒	154,300	154,300	176,700	—	144,600	142,000
大学卒	183,300	—	201,200	196,500	176,700	—

(3) 一般行政職職員の経験年数別、学歴別平均給料月額
(平成28年4月1日現在、単位：円)

区分	経験年数(年)				
	10 ~ 15	15 ~ 20	20 ~ 25	25 ~ 30	30 ~ 35
高校卒	0	0	332,100	358,500	378,100
大学卒	295,400	337,300	363,200	382,300	396,500

(4) ラスパイレス指数

(各年4月1日)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
指数	98.0	98.6	99.5	100.1	93.0	93.1	101.1	100.9	99.4	98.1	99.6

(5) 年収の分布

(行政職給料表適用者、全ての会計)

年収区分	H28	
	人数(人)	割合(%)
1,000万円以上	0	0.0
900万円～999万円	6	1.4
800万円～899万円	80	18.2
700万円～799万円	152	34.5
600万円～699万円	83	18.9
500万円～599万円	45	10.2
400万円～499万円	40	9.1
300万円～399万円	18	4.1
300万円未満	16	3.6
合計	440	100.0

※年収には給料のほか、諸手当(超勤手当等)を含む。(平成28年1月～12月分)

※休職中の職員等も含む。

(6) 役職別平均年収

(行政職給料表適用者、全ての会計、単位：万円)

区分	H17年	～	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	増減
										H28-H17
部長・理事級(7・8級)	945	～	853	856	857	846	843	886	890	△ 55
課長・副課長級(6級)	873	～	790	785	773	765	765	788	800	△ 73
課長補佐・係長級(4～5級)	798	～	740	728	727	739	740	748	738	△ 60
一般職(1～3級)	605	～	548	559	569	559	567	549	540	△ 65
全体	741	～	664	665	667	662	667	664	668	△ 73

*平成21年7月～平成26年3月まで継続した給与カットを平成26年4月に解除。



(7) 技能労務職の給与等

(平成28年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三木市	52.0	36	359,400	379,900	—	—	—	—
うち清掃職員	50.9	22	359,400	380,600	廃棄物処理業従事員	44.9	289,500	1.31
うち用務員	54.7	9	355,800	375,800	用務員	54.6	200,300	1.88
国	50.4	2,876	287,447	329,358	—	—	—	—

区分	参考: 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三木市	—	—	—
うち清掃職員	6,254,200	3,952,300	1.58
うち用務員	6,183,600	2,774,400	2.23

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(H24~26年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。



3. 等級別職員数

(行政職給料表適用者、平成28年4月1日現在)

等級	基準となる職務	人数(人)	割合(%)
1級	主事、技師及び保育士の職務	21	4.6
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う主事、技師及び保育士の職務	59	13.1
3級	主任及びこれに相当する保育士の職務	123	27.1
4級	係長、主査及び主任保育士の職務	112	24.8
5級	課長補佐、室長補佐及び所長補佐の職務	23	5.1
6級	政策主幹、消防次長、室長、課長、所長、特命課長、副課長及び副所長の職務	98	21.7
7級	部長、参与、消防長及び議会事務局長の職務	13	2.9
8級	理事及び技監の職務	3	0.7
合計		452	100.0

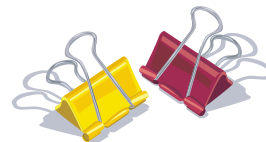
昇給の勤務成績への反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を昇給に反映しています。

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当 (市長・副市長・教育長を除く)

三木市 (平成27年度一般会計決算)	
1人当たり平均支給額 (H27年度)	
1,568,810 円	
(H27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.6 月分
(加算措置の状況)	
役職に応じた加算を行っています。	



勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を勤勉手当に反映しています。

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	20.4450 月分	25.5562 月分
勤続25年	29.1450 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.3250 月分	49.5900 月分
最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 3%~45%加算		
※ 1人当たり平均支給額	1,962 万円	2,221 万円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度一般会計決算)		62,931 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		135 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	467 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度一般会計決算)		94,298 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		21.6 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	市税事務に従事する職員	日額200円	
消毒手当	感染症予防等のため消毒作業に従事する職員	日額500円	
清掃手当	清掃処理業務に従事する職員	ごみ処理業務	日額550円
		その他の汚物処理作業	日額400円
処置手当	行旅病人及び行旅死亡人の処置作業に従事する職員	1件につき1,000円~1,500円	
特殊自動車運転手当	ブルドーザ、パワーショベル、コンパクタ等の特殊自動車の運転に従事する職員	日額500円	
夜間特殊勤務手当	消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務とし、午後10時から翌日午前5時までの間に通信勤務、受付勤務等の深夜勤務に従事する職員	1勤務につき980円	
救急出動手当	救急業務に従事する消防職員	1件につき200円 (救急救命士の資格を有する者は300円)	

(5) 超過勤務手当

支給実績(平成27年度一般会計決算)	235,884 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	680 千円
支給実績(平成26年度一般会計決算)	269,727 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	669 千円

(6) 管理職手当

支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度一般会計決算)	764,000円
支給職員数(平成27年度一般会計決算)	108人
支給職員数の割合	23.1%

(7) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H27年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 その他扶養親族 配偶者のない職員 11,000円 配偶者を有する職員 6,500円 3 満16歳から満22歳までの子1人 につき 5,000円を加算	同		73,491 千円	254,293 円
住居手当	1 借家 9,000円を超える家賃につき、 100円～27,000円	異	(国) 1 家賃12,000円超から支給	18,818 千円	313,634 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃等相当額(55,000 円を限度) 2 自動車等利用者 片道2km以上(2,000円 ～31,600円)	同		37,035 千円	92,355 円



5. 特別職の状況

(1) 特別職の報酬等 (H28.1~H28.12)

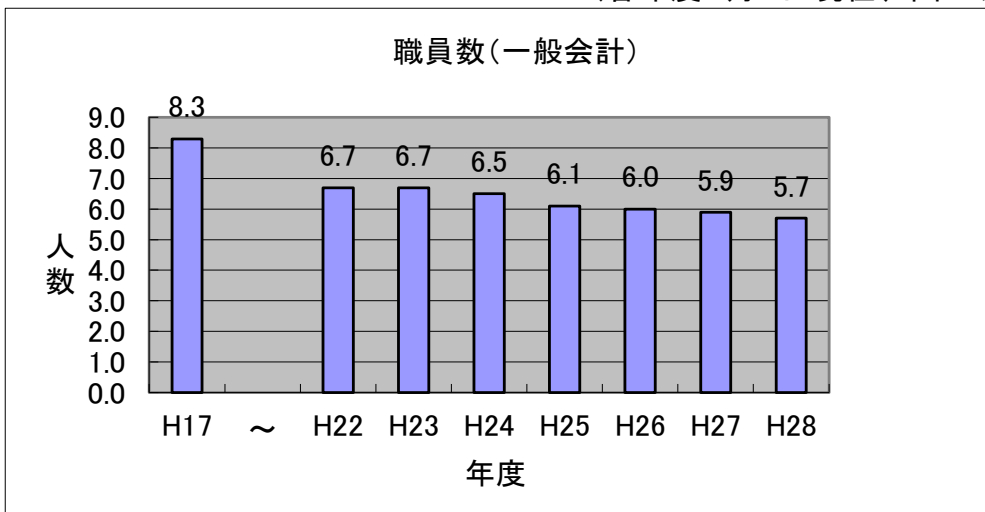
職名	報酬等	期末手当等 (支給割合)	年収(万円)	
			本来の支給額	実際の支給額
市長	980,000円	4.3月	1,661	1,497
副市長	830,000円		(北井)1,406	1,357
			(井上)1,329	
教育長	710,000円		1,203	1,165
議長	554,000円		939	
副議長	478,000円		810	
議員	423,000円		717	

※市長、北井副市長、教育長の年収は給与減額後の金額。

6. 職員数の状況

(1) 人口千人当たりの職員数

(各年度4月1日現在、単位:人)

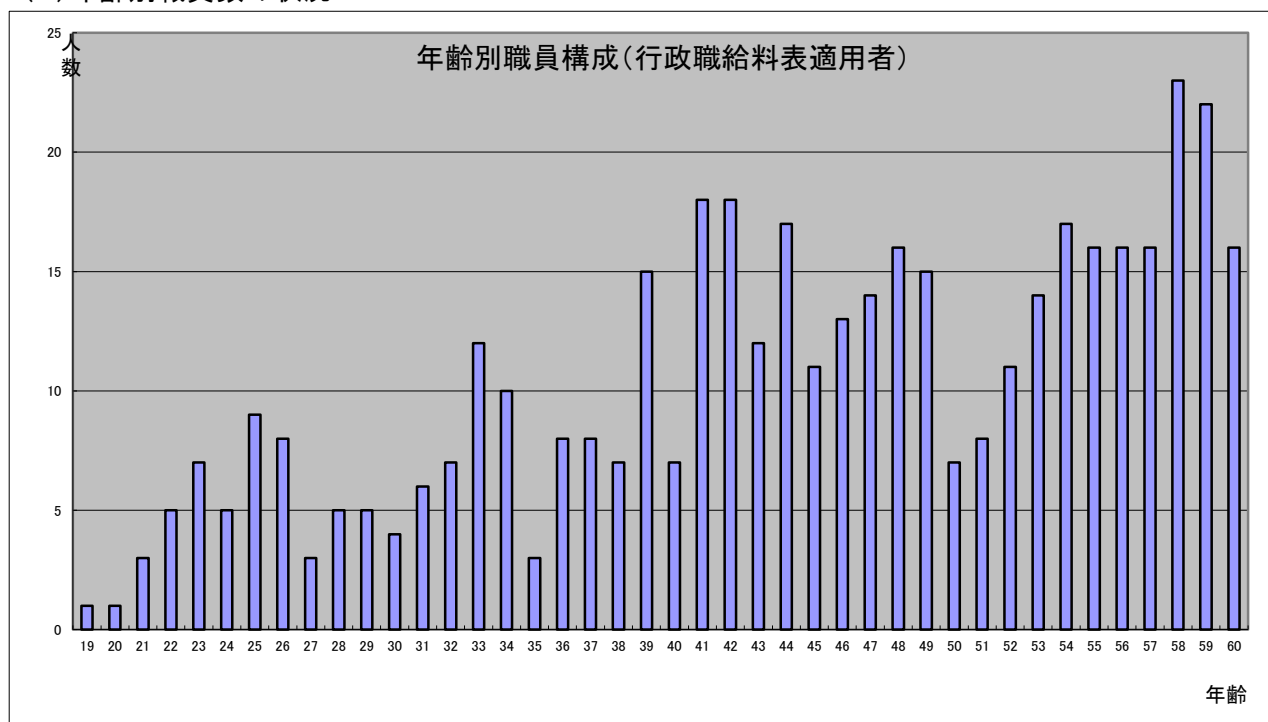


(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
	平成27年	平成28年			
一般行政	議会	5	5	0	
	総務	109	103	△6	総務一般、財産管理、地方創生、交通政策業務の適正化
	税務	20	20	0	
	民生	47	44	△3	認定こども園への移行による減、地域福祉計画の策定による増
	衛生	59	60	1	病院派遣職員の適正化、ごみ循環型社会構築のための増
	労働	1	1	0	
	農水	13	12	△1	農業業務の適正化
	商工	7	8	1	観光施策の強化
	土木	33	32	△1	土木業務の適正化
計	294	285	△9		
特別行政	教育	80	75	△5	認定こども園への移行による減、教育一般業務の適正化
	消防	91	91	0	
	計	171	166	△5	
	水道	17	16	△1	水道業務の適正化
	下水道	11	9	△2	下水道業務の適正化
	その他	25	28	3	国保事業の適正化による減、生活支援総合事業による増
	計	53	53	0	
総計	518	504	△14		

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(3) 年齢別職員数の状況



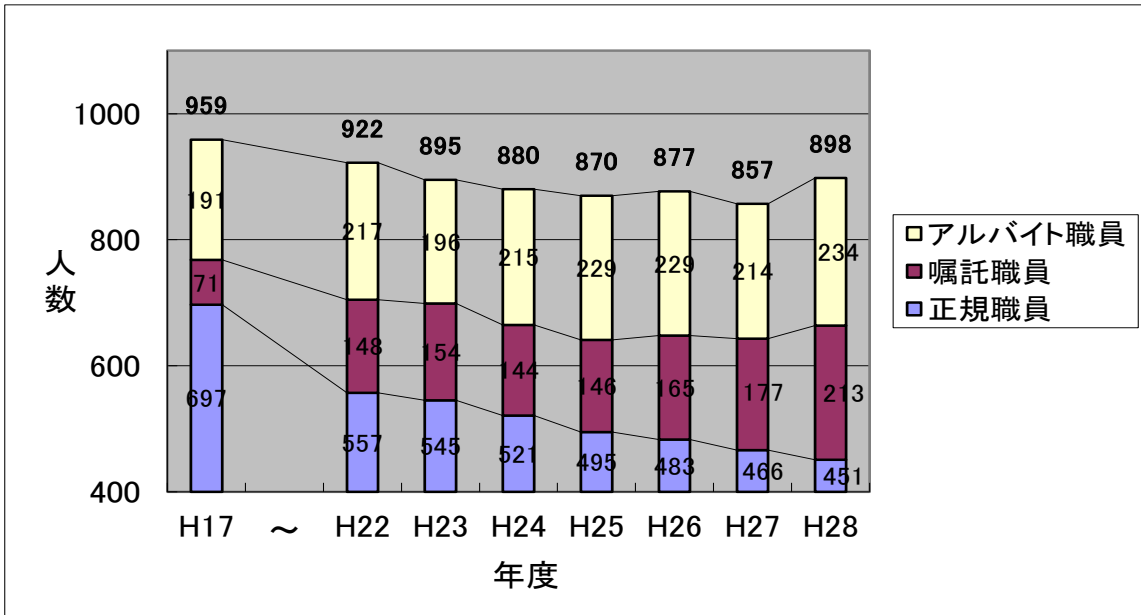
職員数は、平成29年1月1日現在。年齢は、平成29年3月31日現在。消防職を含む。

(保育士は、平成28年度から教育職給料表を適用。)

7. 正規職員と非常勤職員の状況

(1) 職員数の推移(一般会計)

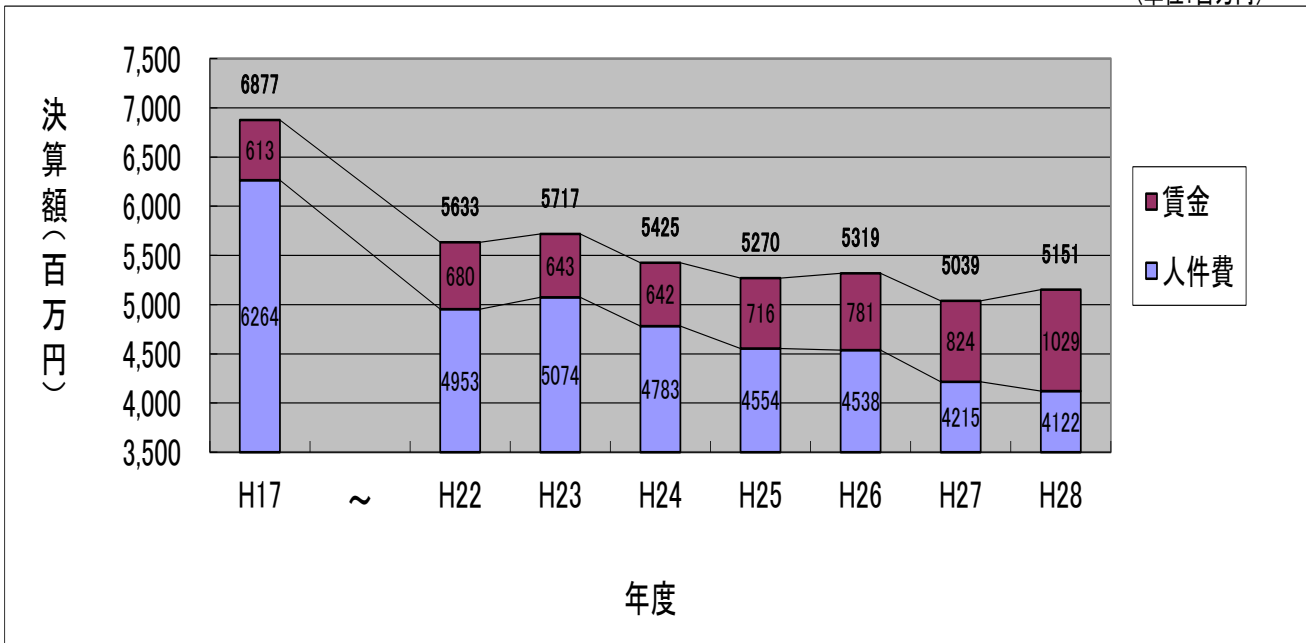
(各年度4月1日現在、単位:人)



※ H17の正規職員は、旧吉川町職員を含みます

(2) 決算額の推移(一般会計)

(単位:百万円)

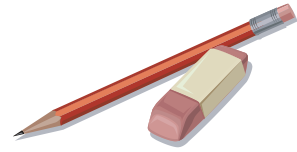


- ※ 人件費: 正規職員にかかる給料等の費用
- ※ 賃金: 非正規職員にかかる賃金等の費用
- ※ H28は見込みの数値

◆職員の分限及び懲戒処分

(1)分限処分者数(H27.4.1～H28.3.31) 20 件

(2)懲戒処分者数(H27.4.1～H28.3.31) 4 件



◆職員の休暇

(1) 年次有給休暇の取得状況(H27.1.1～H27.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
9,858	2,234	248	9

(2) 育児休業の状況(H27.4.1～H28.3.31)

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0人	8人
前年度から引き続けている者	0人	9人

◆勤務条件に関する措置の要求

(H27.4.1～H28.3.31)

継続件数	措置要求件数
0	2

◆不利益処分に関する不服申立

(H27.4.1～H28.3.31)

継続件数	不服申立件数
0	0



◆職員福利厚生

地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を立て、実施することが義務付けられています。三木市においても「三木市職員互助会」を設置し、下記の事業を実施しています。

(1)職員互助会の状況

(平成28年度)

給付事業	弔慰金、結婚祝金、餞別金、罹災見舞金、傷病見舞金、遺児等奨学資金
貸付事業	会員が臨時に資金を必要とする場合で、給料月額3ヶ月以内(最高限度75万円)
厚生事業	クラブ奨励、課内厚生事業補助、バス旅行、物資の購買斡旋

◆職員研修

市町村は必要な行政改革の推進を図りつつも、サービス水準の維持や質の向上を図っていく必要があります。

そのために、公務員倫理や人権感覚の涵養、あるいは接遇向上を図ることはもとより、職員一人ひとりの資質や能力を高め、市民満足度の高い行政サービスをめざし職員研修を実施しています。

(1)職員研修の状況

(平成27年度)

研修課程		研修対象者	受講者数	備考
基本研修	採用予定者通信研修	平成28年度新規採用予定職員	13	
	新任職員研修(前期)	平成27年度新規採用職員等	41	
	新任職員研修(後期)	平成27年度新規採用職員等	36	
	人権研修	全職員	428	
		新任職員・前期	41	
		新任職員・後期	36	
		職場内人権研修	447	
	評価者研修	部長及び所属長	88	
	スキルアップ研修	採用1～3年目の行政職	30	
派遣研修	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	24	11コース
	播磨内陸広域行政協議会	実務担当職員等	53	11コース
	兵庫県市町振興課	実務担当職員等	14	11コース
	JIAM(全国市町村国際文化研修所)	実務担当職員等	4	4コース
	NOMA(日本経営協会)	実務担当職員等	12	12コース
	兵庫県市町村振興協会	実務担当職員等	10	7コース
	兵庫県消防学校	実務担当職員等	29	14コース
	その他	実務担当職員等	18	17コース